

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○福島県条例の一部を改正する条例	一
○福島県職員の手当に関する条例の一部を改正する条例	一
○福島県獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例	二
○福島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	二
○福島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	七
○福島県墓地、埋葬等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	七
○福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	八
○福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	八
○福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	八
○福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	八
○福島県卸売市場条例を廃止する条例	九
○福島県蚕業技術員登録条例の一部を改正する条例	九
○福島県港湾管理条例の一部を改正する条例	九
○福島県営住宅等条例の一部を改正する条例	九
○福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	二
○福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例	二
○福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例	二

条 例

福島県条例の一部を改正する条例、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例、福島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例、福島県墓地、埋葬等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県卸売市場条例を廃止する条例、福島県蚕業技術員登録条例の一部を改正する条例、福島県港湾管理条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例及び福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第五十号

福島県条例の一部を改正する条例

福島県条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の三の六の次に次の一条を加える。

第十条の三七 令和元年台風第十九号等に基づく災害に係る自動車税の環境性能割の減免の特例（令和元年台風第十九号等に基づく災害に係る自動車税の激甚災害並びにこれに適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第四百二十二号）により指定された激甚災害及び令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第四百二十三号）により指定された非常災害並びに令和元年十月二十五日の大雨による災害をいう。）により自己の所有に係る自動車税が減免又は損壊した場合においては、第七十一条の七第一項第一号の規定にかかわらず、当該災害により減免又は損壊した自己の所有に係る自動車に代わる自動車に令和二年四月三十日までに取得した場合における自動車の取得に対して、納税義務者の申請により、環境性能割を減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県条例附則第十条の三七の規定は、令和元年十月十二日から適用する。

（ 税 務 課 ）

福島県条例第五十一号

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

19 第二条第二項に規定する職員以外の者のうち、その勤務形態が職員に準ずる者（以下この項において「職員に準ずる者」という。）以外の者であつて、雇用関係が継続している場合において職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月（次項において「勤務月」という。）が引き続き六月を超えるに至り、その超えるに至つた日以後引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件によつて任命権者の定めるところにより雇用することとされたものについては、当分の間、その者を職員に準ずる者とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。

20 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第九条第一項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。

一 前項の規定の適用を受ける者、その者の勤務月が引き続き六月を超えるに至るまでのその引き続き勤続した期間

二 引き続き前項に規定するものであるとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者のうち、勤務月が引き続き六月を超えるに至るまでの間に引き続き勤続した期間となり、通算して六月を超える期間勤務したものの、その職員となる前の引き続き勤続した期間

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 施行日の前に雇用された者であつて、福島県職員の退職手当に関する条例第二条第二項に規定する職員以外の者のうち、その勤務形態が職員に準ずる者以外の者で、施行日の前日を含む月において改正後の条例附則第十九項に規定する勤務月（以下この項において「勤務月」という。）が引き続きいるものの勤続期間については、同月以前の勤務月が引き続きいる期間を、同月後の引き続きいた勤続期間に加算するものとする。

（職員業務課福利厚生室）

福島県条例第五十二号

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一

部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「鏡石町 湯川村」を「鏡石町」に改める。
別表第三中「会津坂下町」を「会津坂下町 湯川村」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（自然保護課）

福島県条例第五十三号

福島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針（第三条）
- 第三章 設備及び運営に関する基準（第四条―第三十二条）

附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第三項第八号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（福島市、郡山市及びいわき市内に設置する場合を除く。以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第二条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、法以外の他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設

と密接な関係を有する場合を含む。）。
 二 居室使用料が無料又は生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）（生活保護法第十一条第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第二章 基本方針

（基本方針）

第三条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状態、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第三章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第四条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第五条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

（職員等の資格要件）

第六条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第二十一条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する

暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であつてはならない。

（運営規程）

第七条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

（非常災害対策）

第八条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第九条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

（規模）

第十条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

（サテライト型住居の設置）

第十一条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設から当該無料低額宿泊所の職員が通常用いる交通手段によりおおむね二十分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に

支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八人以下

二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八人以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 二十人以下

二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第九条各項に規定する記録のほか、第二十条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第十二条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 炊事設備

三 洗面所

四 便所

五 浴室

六 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

一 共用室

二 相談室

三 食堂

6 第四項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、七・四三平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、四・九五平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいづれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

三 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

四 便所 入居定員に適したものを設けること。

五 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

六 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

（職員配置の基準）

第十三条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

（入居申込者に対する説明、契約等）

第十四条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（一年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、一年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第十四条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れ

- たときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの
- ア 無料低額宿泊所に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 無料低額宿泊所に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項の重要事項及び第二項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所に使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法
- 8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 9 第七項第一号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 10 無料低額宿泊所は、第七項の規定により第一項の重要事項及び第二項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第七項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入居申込者に対し、第一項の重要事項及び第二項の事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (入退居)

- 第十五条** 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となつたと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所その他都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。
- (利用料の受領)
- 第十六条** 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第七号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。
- 一 食事の提供に要する費用
- 二 居室使用料
- 三 共益費
- 四 光熱水費
- 五 日用品費
- 六 基本サービス費
- 七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
- 2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。
- 一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
- 二 居室使用料
- ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
- イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- 三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- 四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- 五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- 六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- 七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
- ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
- イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。
- (サービス提供の方針)

第十七条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならぬ。

第二十条 無料低額宿泊所は、入居者にとつて当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

第二十一条 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。
第二十三条 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

第二十四条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

第二十五条 無料低額宿泊所は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができ

第二十六条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

第二十七条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

第二十八条 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第二十九条 (職員の責務) 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

第三十条 (勤務体制の確保等) 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

第三十一条 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。

第三十二条 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

第三十三条 (定員の遵守) 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならぬ

い。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第三十四条 (衛生管理) 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

第三十五条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十六条 (日常生活に係る金銭管理) 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
五 第十四条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

十二 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

第三十七条 (揭示及び公表) 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を揭示しなければならない。

第三十八条 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第二十八条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第二十九条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第三十条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、知事からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十一条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに知事、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の適用)

第三十二条 第十二条第三項から第五項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十一条及び第三十二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(居室に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業

の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第十二条第六項第一号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行の日後三年間は、適用しない。

第三条 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成二十七年六月三十日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成二十七年七月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第十二条第六項第一号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- 一 居室の床面積が、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上であること。
- 二 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第十二条第六項第一号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
- 三 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

四 第十二条第五項第一号の規定にかかわらず、共用室を設けること。

五 居室の床面積の改善についての計画を、知事と協議の上作成すること。

六 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第十二条第六項第一号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。

2 前項の建物については、同項第五号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

(社会福祉課)

福島県条例第五十四号

福島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福島県公衆浴場法施行条例（昭和四十四年福島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号イウの表項目の欄中「過マンガン酸カリウム消費量」を「有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量」に改め、同表基準の欄中「一リットル」を「有機物（全有機炭素（TOC）の量）は一リットルにつき八ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は一リットル」に改め、同表検査方法の欄中「滴定法」を「有機物（全有機炭素（TOC）の量）は全有機炭素測定法、過マンガン酸カリウム消費量は滴定法」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第五十五号

福島県墓地、埋葬等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県墓地、埋葬等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十五年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

本則中「三春町」を「川俣町及び三春町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法第五十三条第一項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては川俣町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、川俣町長がした処分その他の行為又は川俣町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（食品生活衛生課）

福島県条例第五十六号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第七号中「次のイからクまでの」を「次に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。」又は「準耐火建築物（」に、「（同号ロ）を」を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。」の下に「（保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第五十七号

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に改め、「イからクまで」を削る。

第十四条第一項の表第四十五条第七号アの項読み替えられる字句の欄中「又は」を

「（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（」に、「（同号ロ）を」をいい、同号ロ」に改め、「除く。」の下に「（保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加え、同項読み替える字句の欄中「耐火建築物」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物」に改める。

附則第三条中「五年間」を「十年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第五十八号

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「須賀川市」を「須賀川市 喜多方市」に改める。

別表第四中「南相馬市」を「田村市 南相馬市」に、「泉崎村」を「泉崎村 中島村」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第一条各号及び第四条各号に掲げる事務に係る農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては喜多方市、田村市又は中島村（以下「喜多方市等」という。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、喜多方市等の長がした処分その他の行為又は喜多方市等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（農業担い手課）

福島県条例第五十九号

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十二年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「須賀川市」を「須賀川市 喜多方市」に改める。

別表第四中「南相馬市」を「田村市 南相馬市」に、「泉崎村」を「泉崎村 中島村」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例本則に規定する事務に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定により知事がした通知で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては喜多方市、田村市又は中島村（以下「喜多方市等」という。）の長が通知することとなるものは、施行日以後における租税特別措置法の適用については、喜多方市等の長がした通知とみなす。

（農業担い手課）

福島県条例第六十号

福島県卸売市場条例を廃止する条例
 福島県卸売市場条例（昭和四十六年福島県条例第六十八号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。
 - 2 この条例の施行の日前に終了した事業におけるこの条例による廃止前の福島県卸売市場条例第二十七条及び第五十五条の規定の適用については、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （農産物流通課）

福島県条例第六十一号

福島県蚕業技術員登録条例の一部を改正する条例

福島県蚕業技術員登録条例（昭和三十二年福島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第十二条第一号中「又は第二号」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（園 芸 課）

福島県条例第六十二号

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例

福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二コテナ施設使用料の項中「二、〇〇〇、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から三十日を経過した日から施行する。

2 令和二年四月一日前に福島県港湾管理条例第三条第一項の許可を受けたコテナ施設の使用に係る期間のうち、同日以降の期間における使用料の額に係る別表第二コテナ施設使用料の項の規定の適用については、同項中「二、〇〇〇、〇〇〇円」とあるのは、「一八、〇〇〇、〇〇〇円」とする。

（港 湾 課）

福島県条例第六十三号

福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分中「第六号」を「第七号」に改め、同項第六号中「親族」を「者」に改め、同項に次の一号を加える。

- 七 その者又はその者が県営住宅で同居しようとする者が県営住宅等において法第三十二条第一項の規定に基づき明渡し請求（同項第六号に該当する場合を除く。）を受けた者でないこと。

第五条第二項に次の一号を加える。

- 十 収入が著しく低額である者であつて、かつ、特に住宅に困窮しているために速やかな県営住宅への入居が必要と認められる者で、規則で定める要件を備えているもの。

第七条第四項中「又は義務教育学校」を「若しくは義務教育学校」に、「若しくは支援対象避難者」を「支援対象避難者若しくは収入が著しく低額である者であつて、かつ、特に住宅に困窮しているために速やかな県営住宅への入居が必要と認められる者」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

- 二 その他規則で定める書類を提出すること。

第十三条第二項中「場合」の下に「又は県営住宅の入居者の責めに帰することができない事由により住宅の一部が使用できなくなつた場合」を加える。

第十五条第四項を第五項とし、同条第三項中「未納の当該県営住宅の家賃」を「当該県営住宅の使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 県営住宅の入居者が、当該県営住宅の使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、知事は第一項の敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合においては、当該入居者は知事に対し、敷金をもつて当該県営住宅の使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第十六条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第

- 三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 県営住宅の入居者は、前項に規定する県が修繕費用を負担すべき施設について、当該住宅内で修繕を要すると思われる箇所を発見した場合には、規則に定めるところにより、知事にその旨を速やかに報告し修繕の要否について協議しなければならない。
- 第十七条第一項第三号中「使用」の下に「又は維持及び運営」を加える。
- 第十九条に次の一項を加える。
- 3 県営住宅の入居者は、第五条第二項第二号に定める要件を満たさなくなつたときは、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならぬ。
- 第十九条の二第二項中「暴力団員等」の下に「又は県営住宅において法第三十二条第一項の規定に基づく明渡し請求（同項第六号に該当する場合を除く。）を受けた者」を加え、「同項」を「前項」に改める。
- 第二十三条の二第一項中「又はその同居者が暴力団員等であることが判明したとき」を「が次の各号のいずれかに該当した場合」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 不正の行為によつて入居したとき。
- 二 第十九条及び第十九条の三第一項の規定に違反したとき。
- 三 県営住宅の入居者又はその同居者が暴力団員等であることが判明したとき。
- 四 正当な事由によらないで十五日以上当該県営住宅を使用しないとき。
- 五 新たに住宅を取得したときその他の住宅に困窮することが無くなつたとき。
- 第二十三条の二に次の三項を加える。
- 3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 4 知事は、第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5 知事は、県営住宅が法第三十二条第一項第六号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の六月前までに、当該県営住宅の入居者にその旨を通知しなければならない。
- 第二十四条に次の二項を加える。
- 2 前項の規定による請求を受けた当該入居者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 第二十三条第二項の規定は、前項の規定による明渡しについて準用する。この場合において、第二十三条第二項中「法第二十九条第一項」とあるのは「第二十四条第二項」と、「高額所得者」とあるのは「県営住宅の入居者」と読み替えるものとする。
- 第二十八条第一項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

- 第三十七条中「第十六条第一項から第三項まで」を「第十六条第一項から第四項まで」に改める。
- 第三十九条第五号中「親族」を「者」に改め、同条に次の一号を加える。
- 六 その者又はその者が特別県営住宅で同居しようとする者が県営住宅等において法第三十二条第一項の規定に基づく明渡し請求（同項第六号に該当する場合を除く。）を受けた者でないこと。
- 第四十三条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「未納の当該特別県営住宅の家賃」を「当該特別県営住宅の使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 特別県営住宅の入居者が、当該特別県営住宅の使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときには、知事は前項の敷金をその債務の弁済に充てることことができる。この場合において、当該入居者は知事に対し、敷金をもつて当該特別県営住宅の使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。
- 第四十四条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。
- 9 特別県営住宅の入居者は、第三十九条に定める自ら居住するための住宅を必要とする要件を満たさなくなつたときは、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 第四十五条第一項に次の二号を加える。
- 六 正当な事由によらないで十五日以上当該特別県営住宅を使用しないとき。
- 七 新たに住宅を取得したときその他の自ら居住するための住宅として特別県営住宅を必要とすることが無くなつたとき。
- 第四十六条中「第十六条第一項から第三項まで」を「第十六条第一項から第四項まで」に、「第十條第一項第二号」を「第十條第一項第一号」に改める。
- 第四十七条に次の一号を加える。
- 七 その者又はその者が準県営住宅で同居しようとする者が県営住宅等において法第三十二条第一項の規定に基づく明渡し請求（同項第六号に該当する場合を除く。）を受けた者でないこと。
- 第四十七条に次の一項を加える。
- 2 準県営住宅の入居者は、前項第三号に定める要件を満たさなくなつたときは、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 第五十三条第一項表以外の部分中「第十六条第一項から第三項まで」を「第十六条第一項から第四項まで」に改め、同項の表中「第十條第一項第二号」を「第十條第一項第一号」に、「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改める。
- 第五十七条の次に次の一条を加える。
- （使用料の変更）
- 第五十七条の二 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合、駐車場の使用料を変更することができる。

- 一 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- 二 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- 三 駐車場について改良を施したとき。

第五十八條第二項中「第四十三條第二項から第四項まで」を「第四十三條第二項から第五項まで」に、「同條第二項及び第四項」を「同條第二項、第三項及び第五項」に、「同條第二項中「家賃」とあるのは「使用料」と、」を「同條第三項中」に改める。

第六十一條中「第九條、第十條第一項から第五項まで」を「第十條第一項から第四項まで」に、「第九條第一項及び第二項並びに第十條第一項から第四項まで」を「第十條第一項から第四項まで」に改め、「第九條第三項、第十條第五項」を削り、「第十條第一項中」を「第十條第一項第一号中」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に現に改正前の福島県営住宅等条例第七條第三項若しくは第四項（第五十三條で準用する場合を含む。）、第八條第二項（第四十六條及び第五十三條で準用する場合を含む。）又は第四十條第三項若しくは第四項による許可を受けている者に係る改正前の福島県営住宅等条例第九條第一項若しくは第二項又は第十條第五項（第四十六條、第五十三條又は第六十一條で準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（建築住宅課）

福島県条例第六十四号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例（昭和二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項各号列記以外の部分中「（以下この項において「地震被害」という。）」を削り、同項各号中「令和二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、附則に次の一項を加える。

- 3 令和元年台風第十九号に基づく災害（令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第四百十二号）により指定された激甚災害及び令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第四百十三号）により指定された非常災害をいう。）による被害を受けた者については、前項の規定を準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその余震による被害を受けた建築物並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三條第一項の警戒区域に指定された区域その他これに準ずる区域として知事が別に定める区域にある建築物（以下この項においてこれらを「被災建築物」という。）」とあるのは「令和元年台風第十九号に基づく災害（令和元年十月十一日

から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第四百十二号）により指定された激甚災害及び令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第四百十三号）により指定された非常災害をいう。以下同じ。）による被害を受けた建築物（以下この項において「被災建築物」という。）と、前項第一号中「令和三年三月三十一日まで」とあるのは「令和元年台風第十九号に基づく災害による被害を受けた日（以下この項において「被災日」という。）から起算して三年以内」と、同項第二号及び第三号中「令和三年三月三十一日まで」とあるのは「被災日から起算して三年以内」と読み替えるものとする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。

（建築指導課）

福島県条例第六十五号

福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県建築士法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項又は第五項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改め、同表四の項中「二万七千九百円」を「二万八千五百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。
- 2 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四條第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事が行う二級建築士試験に合格したもの（沖繩の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第十五号）第百條の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに對する改正後の福島県建築士法関係手数料条例第一条の表一の項の規定の適用については、同項ア及びイ中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。

（建築指導課）

福島県条例第六十六号

福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

福島県立特別支援学校条例（昭和三十九年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表福島県立相馬支援学校の項中「相馬市」を「南相馬市」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

